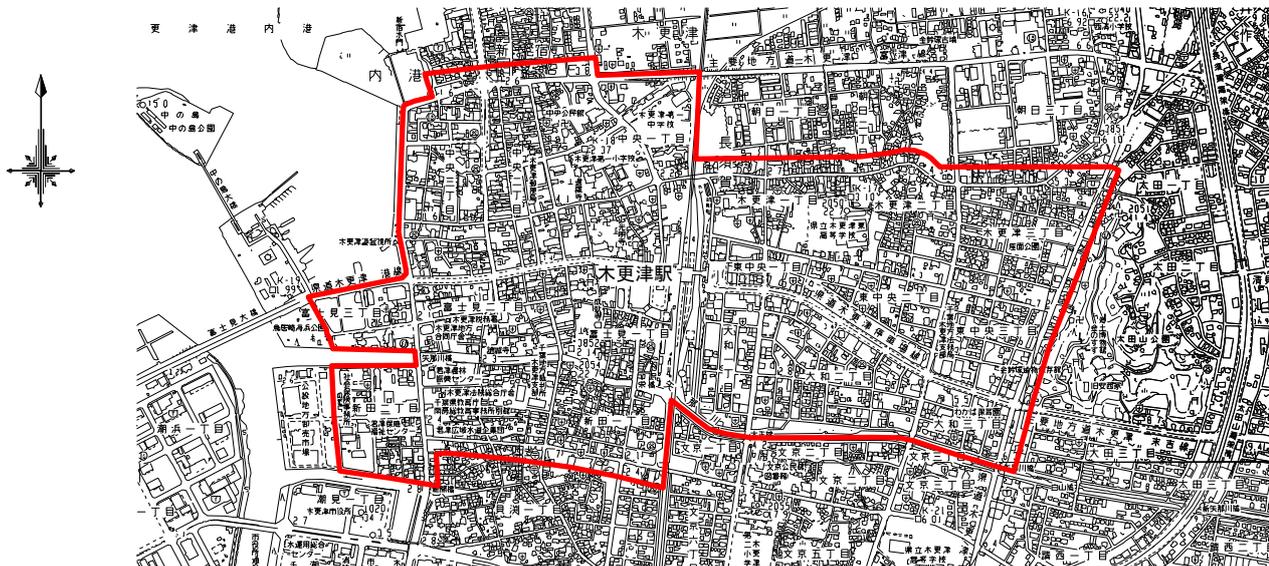


# 駐車場整備地区内での建築物の新築・増改築等には 駐車施設の設置が義務付けられ、届出が必要です。

◎木更津市建築物における駐車場施設附置義務に関する条例（附置義務条例） [平成元年12月25日公布]  
平成2年4月1日施行]

## ◇条例適用区域（駐車場整備地区）

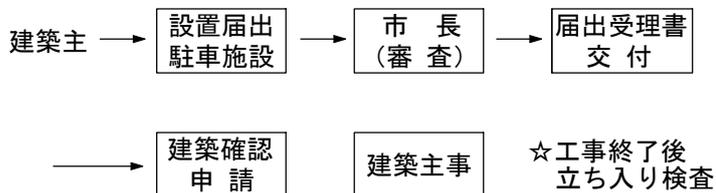


## ◇条例適用基準

	建築物規模	附帯基準	駐車施設の規模	備考
特定用途	延べ面積 1,500 m <sup>2</sup> を 超えるもの	超える部分 200 m <sup>2</sup> までごとに1台	○1台あたりの駐車スペース 幅 2.5m × 奥行 5m 以上 ただし、1割りに相当する台数は 幅 2.5m × 奥行 6m 以上	店舗 事務所 ホテル 風俗施設 病院 工場 等 ※（駐車場法施行令第18条）
非特定用途	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> を 超えるもの	超える部分 300 m <sup>2</sup> までごとに1台	○車路 幅 5.5m（一方通行は 3.5m）	住宅 等

※ 特定・非特定用途の両方を有する建築物の場合、非特定用途の延べ面積に 2/3 を乗じた面積と特定用途の面積の合計を特定用途に供する延べ面積とみなす。

## ◇届出手続



正本・・・1部 [添付図面] ①付近見取図（縮尺1/2,500）  
副本・・・1部 ②配置図（縮尺1/200）  
③各階平面図（縮尺1/100）

区 分	建築延面積	台 数
特 定	1,500.00～1,700.00	1 台
	1,700.01～1,900.00	2 台
	1,900.01～2,100.00～	3 台～
非特定	3,000.00～3,300.00	1 台
	3,300.01～3,600.00	2 台
	3,600.01～3,900.00～	3 台～
両方を有する建築 （非特定面積 × 2/3 + 特定面積）	1,500.00～1,700.00	1 台
	1,700.01～1,900.00	2 台
	1,900.01～2,100.00～	3 台～

（小数点第2位まで表示）

## ◇駐車施設の管理

一定規模以上の建築物に対して附置された駐車施設は、その目的に適合するよう管理しなければなりません。これに違反した場合、現状回復などの違反の是正措置を命ぜられます。

問い合わせ先

木更津市都市整備部 市街地整備課



0438 - 23 - 8468